

国民保護法とは

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

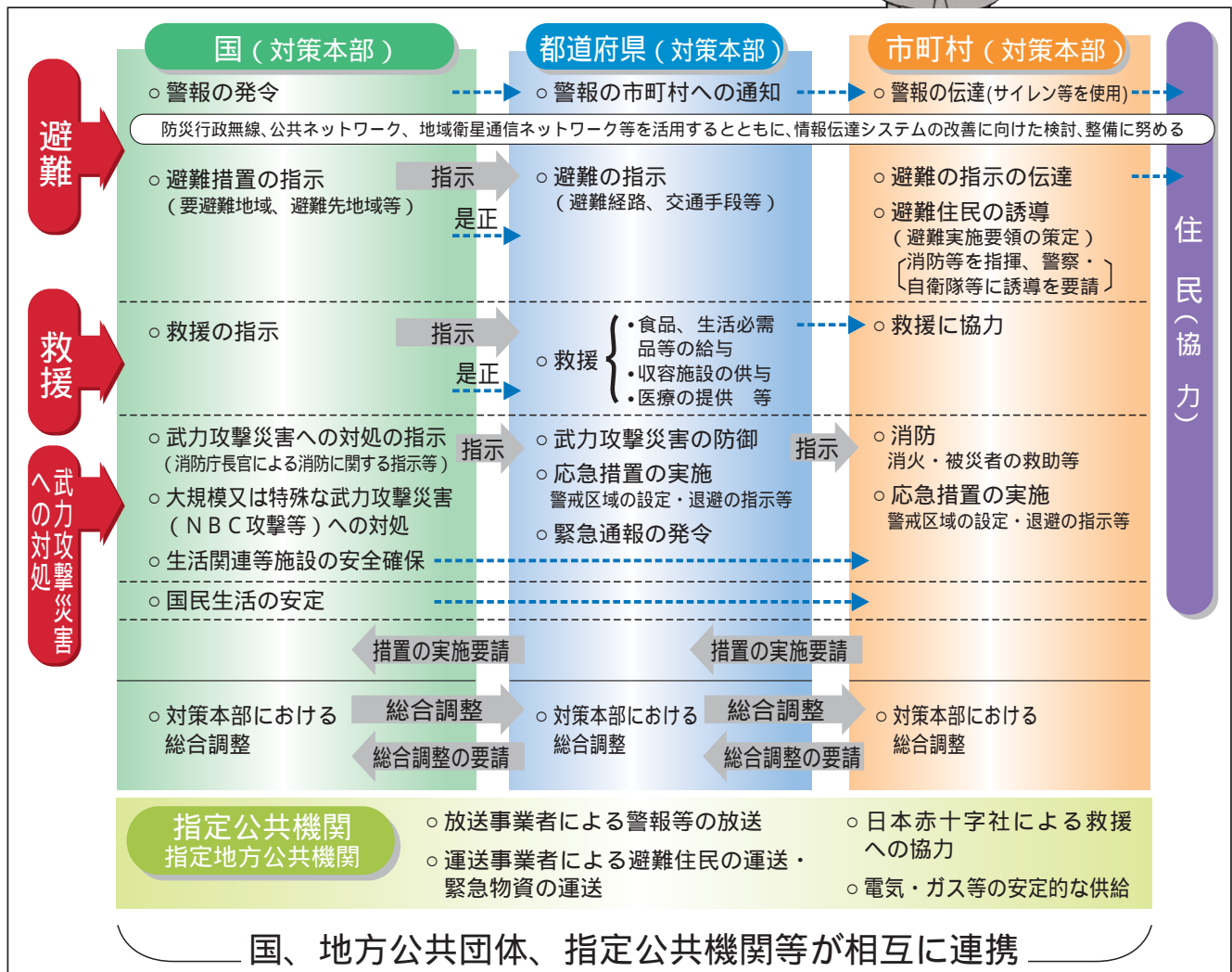
ポイント

- ・ 武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
- ・ 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
- ・ 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めています。
- ・ 緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしています。
- ・ 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされます。

また、国民保護法第32条に基づく「国民の保護に関する基本指針」においては、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の類型および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置、緊急対処事態の事態例などについて記載してあります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

基本的な枠組みは、下の図の通りだよ。

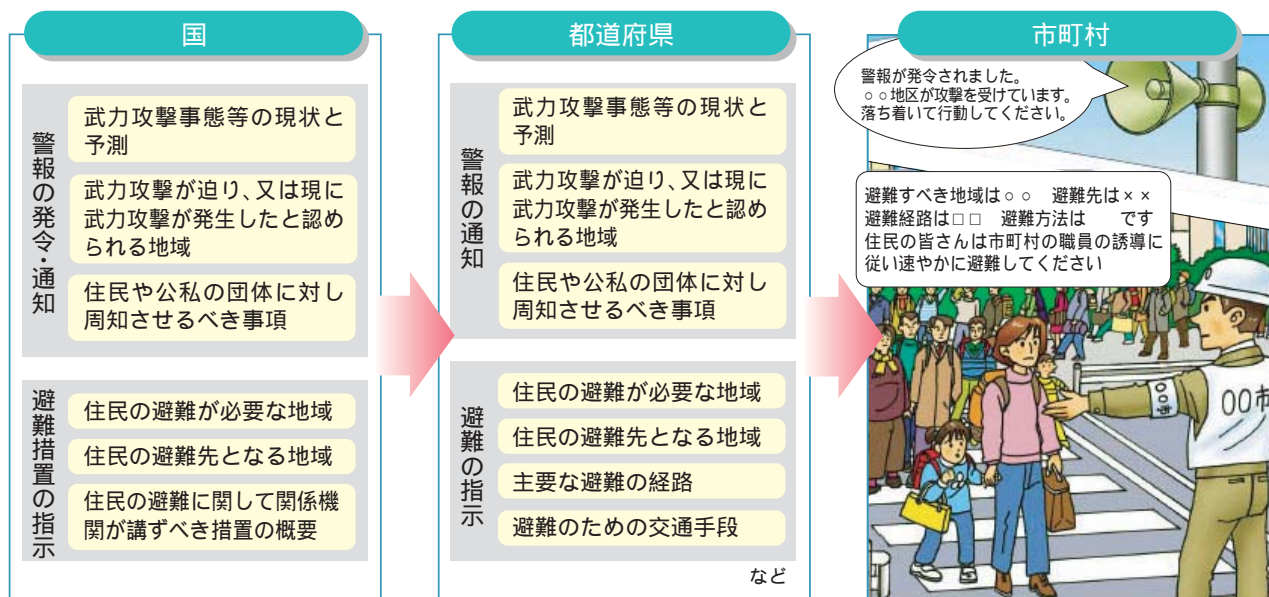


なんだか難しそうね。



赤の囲みを見てごらん。国民保護法のポイントは、避難、救援、武力攻撃災害への対処と、大きく3つある。これからもう少し詳しく見ていこう。

避難の仕組み



国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知するんだ。さらに住民の避難が必要なきときは、都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示するんだ。

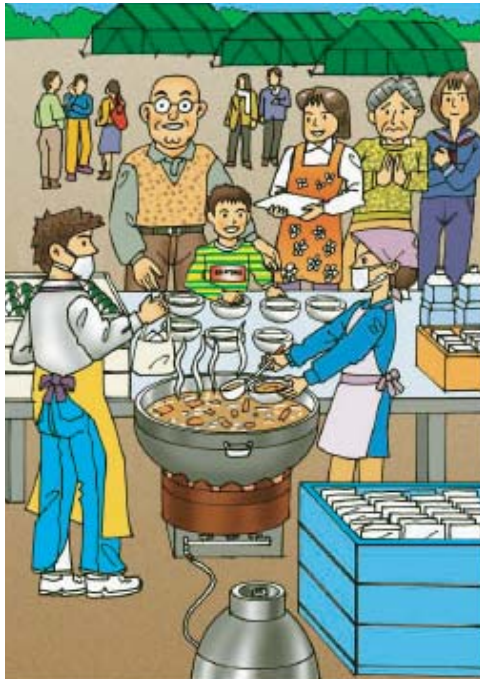
ふ～ん。それで都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行うのね。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、私たち国民に情報が伝達されるってことね。

その通りだよ。

救援の仕組み

避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供

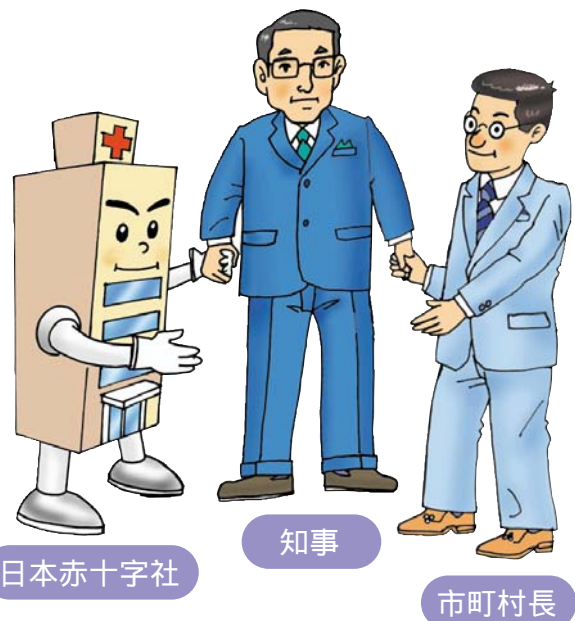
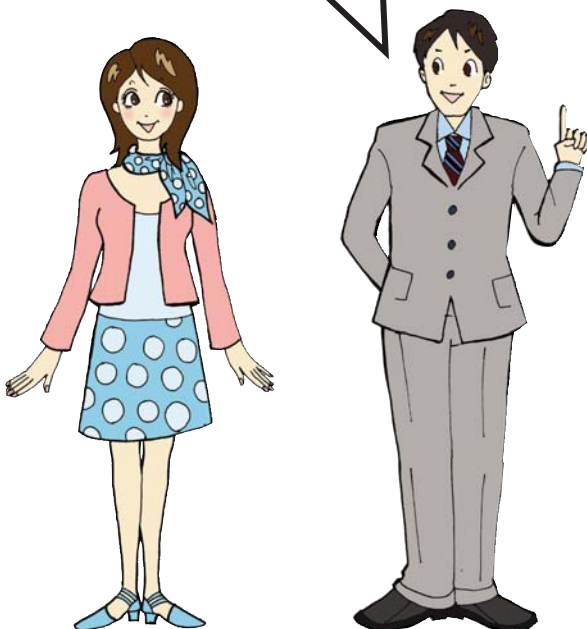


安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



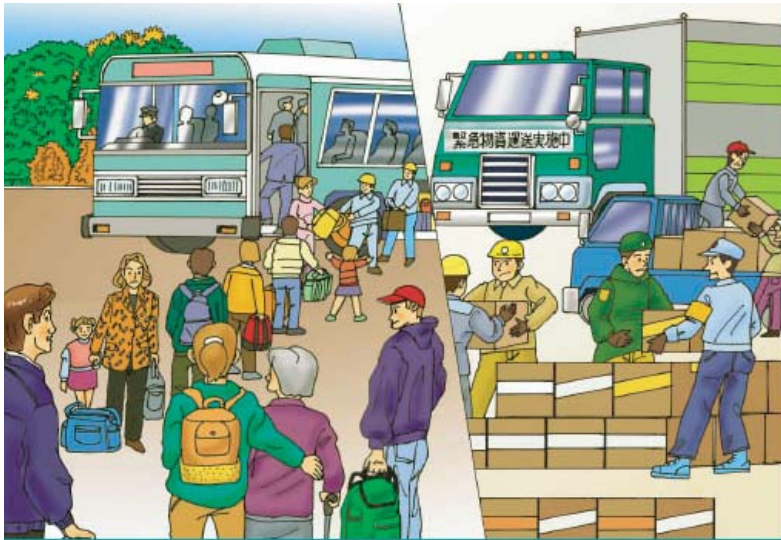
救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と協力して実施するんだ。



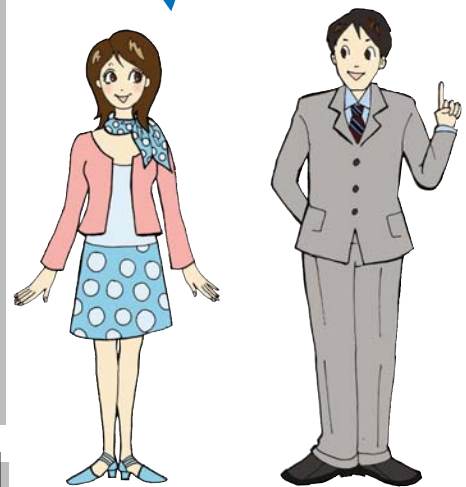
指定公共機関の役割

運送事業者

避難住民の運送や緊急物資の運送

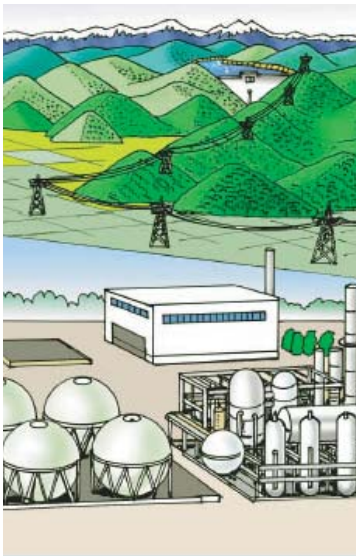


指定公共機関って何かしら？



電気・ガス事業者

適切に供給



放送事業者

警報等を放送



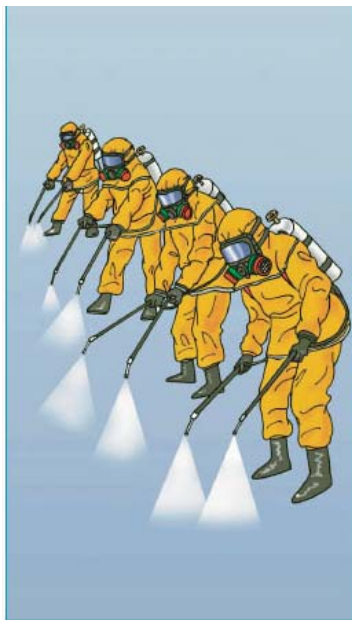
国や地方公共団体と協力して、国民保護措置を実施する機関のことだよ。日本赤十字社や日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人が指定されているんだ。警報の放送、避難住民の運送や緊急物資の運送などの役割を果たしてくれるんだよ。

武力攻撃災害への対処

ダムや発電所などの
施設の警備



放射性物質などによる
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない
よう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消
防活動



武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国や地方公共団体が一体となって対処するんだ。



国民の保護に関する基本指針

平成17年3月25日、政府は「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定しました。「国民の保護に関する基本指針」においては、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について記載してあります。

国民保護法及び基本指針に基づき、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等に備えて、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃、災害への対処などのそれぞれが行う措置についての具体的な計画（国民保護計画、国民保護業務計画）づくりを行います。

基本指針と国民保護計画の関係について、もう少し詳しく教えてください。



基本指針は、国民保護計画の作成の基準となる事項を定めているんだ。加えて、消防庁から国民保護モデル計画が示されていて、全国の都道府県や市町村は、これらを参考にして計画づくりを進めるんだよ。次のページにまとめてある図を見てみよう。



武力攻撃事態の類型ごとの特徴

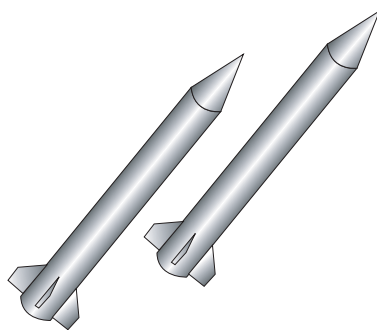
武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

着上陸侵攻の場合



- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

弾道ミサイル攻撃の場合



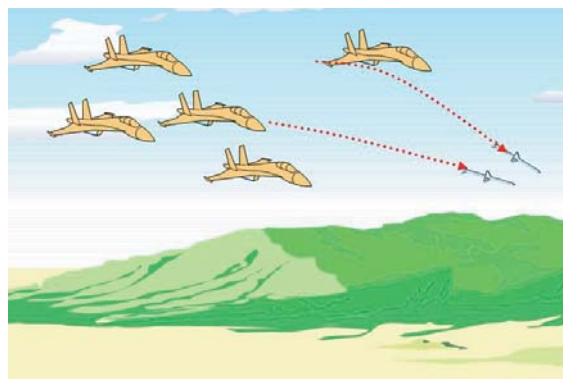
- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



- 突発的に被害が発生することもあります。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

航空攻撃の場合



- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

緊急処理事態とは武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいうんだ。攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、下に示すような事態例が考えられるよ。

緊急処理事態とは具体的にどのようなものかしら？



～ 攻撃対象施設等による分類 ～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

原子力事業所などの破壊

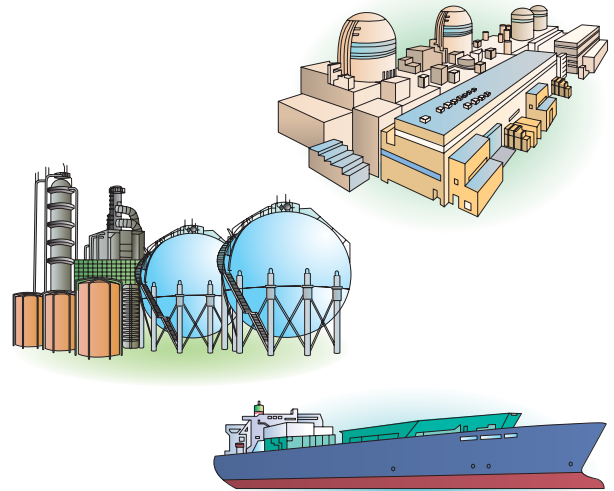
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

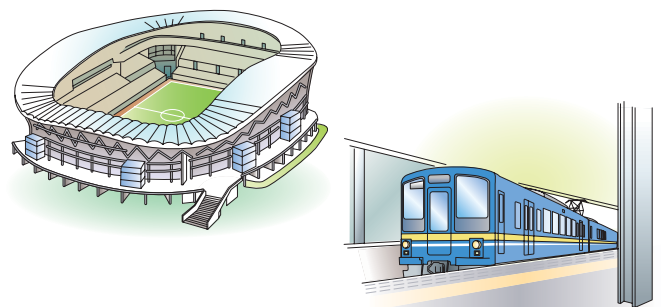


多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



緊急処理事態とは

～ 攻撃手段による分類 ～

多数の人を殺傷する特性を有する
物質等による攻撃が行われる事態

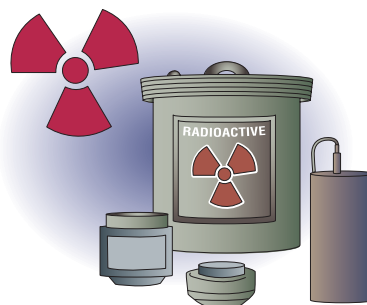
事態例

ダーティボム などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能である。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。



ダーティボム
放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

化学剤の大量散布

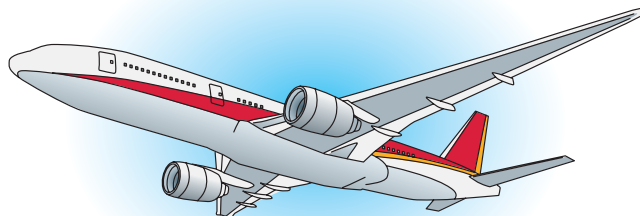
地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。

破壊の手段として交通機関を
用いた攻撃等が行われる事態

事態例

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



あ

- 安全保障会議

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議です。

- NBC

「Nuclear」(核)「Biological」(生物)「Chemical」(化学)の総称。

か

- 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

- 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

- 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

さ

● 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

た

- 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

は

- 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

- 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

- 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

- 武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。